

令和6年 10 月 31 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
渡辺 弘司
濱口 欣也
(公 印 省 略)

個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書と一体化した
出生の届書に係る周知依頼について

平素より本会会務ならびにマイナンバーカードの普及促進等にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新生児のマイナンバーカードの取得については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月 21 日閣議決定)」において、「1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出に併せて申請できるよう、2024 年 12 月までに様式、手続等の見直しをする。」とされており、本年 9 月 13 日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第 285 号)が公布され、出生の届書(以下「出生届」という。)と併せて個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(以下「個人番号カード交付申請書等」という。)を提出する場合に交付申請者の出頭を免除する規定が整備されています。

これに併せ、出生届に個人番号カード交付申請書等を一体化した様式(以下「一体化様式」という。)が作成され、法務省より戸籍届書の標準様式の一部改正に係る通達が別添のとおり発出されました。

新生児のマイナンバーカードは、マイナ保険証としての利用のため速やかに交付する必要性が高いことから、円滑にカードの交付申請が行われるよう、今般、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室より、各都道府県住民基本台帳担当部長等宛に、標記の通知が発出され、本会に対しても周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知等についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、従前の出生届についても、当分の間用いることが可能であり、個人番号カード交付申請書等を併せて提出することにより、出生届の提出と併せたカードの交付申請が可能である旨を申し添えます。

以上

事務連絡
令和6年10月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書と一体化した
出生の届書に係る周知依頼について

平素よりマイナンバーカードの普及促進等に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
政府としては、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただけるよう環境整備に取り組んでおります。

このうち新生児のマイナンバーカードの取得につきましては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、「1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出に併せて申請できるよう、2024年12月までに様式、手続等の見直しをする。」とされており、本年9月13日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第285号）を公布し、出生の届書（以下「出生届」という。）と併せて個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（以下「個人番号カード交付申請書等」という。）を提出する場合に交付申請者の出頭を免除する規定を整備するとともに、今般、出生届に個人番号カード交付申請書等を一体化した様式（以下「一体化様式」という。）を作成し、法務省より戸籍届書の標準様式の一部改正に係る通達が別添のとおり発出されたところです。

新生児のマイナンバーカードは、マイナ保険証としての利用のため速やかに交付する必要性が高いことから、円滑にカードの交付申請が行われるよう、貴団体におかれましては一体化様式について関係団体等あての周知にご協力をいただけますようお願いいたします。

なお、従前の出生届につきましても、当分の間用いることが可能であり、個人番号カード交付申請書等を併せて提出することにより、出生届の提出と併せたカードの交付申請が可能である旨を申し添えます。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担当：康乗係長、河部事務官、坪田事務官

電話：03-5253-5366（直通）

メール：juki@soumu.go.jp

総行マ第102号
令和6年10月18日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市住民基本台帳担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長
殿

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公 印 省 略)

出生の届書と個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書の
一体化について（通知）

平素よりマイナンバーカードの普及促進等に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新生児のマイナンバーカードの取得につきましては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、「1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出に併せて申請できるよう、2024年12月までに様式、手続等の見直しをする。」とされており、本年9月13日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第285号）を公布し、出生の届書（以下「出生届」という。）と併せて個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（以下「個人番号カード交付申請書等」という。）を提出する場合に交付申請者の出頭を免除する規定を整備するとともに、今般、出生届に個人番号カード交付申請書等を一体化した様式を作成し、法務省より戸籍届書の標準様式の一部改正に係る通達が別添のとおり発出されたところです。

新生児のマイナンバーカードは、マイナ保険証としての利用のため速やかに交付する必要性が高いことから、円滑にカードの交付申請が行われるよう御留意願います。なお、従前の出生届につきましても、当分の間用いることが可能であり、個人番号カード交付申請書等を併せて提出することにより、出生届の提出と併せたカードの交付申請が可能である旨を申し添えます。

都道府県におかれましては、以上について、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
担 当：康乗係長、河部事務官、坪田事務官
電 話：03-5253-5366（直通）
メール：juki@soumu.go.jp

法務省民一第2315号
令和6年10月17日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

戸籍届書の標準様式の一部改正について（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第285号）が本年9月13日に公布され、本年12月2日から施行されることに伴い、令和3年8月27日付け法務省民一第1622号当職通達に定める戸籍届書の標準様式中、出生届の届書の標準様式を別紙のとおり改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、本通達は本年12月2日から施行しますが、従前の様式による届書の用紙がある場合には、当分の間、本通達実施後もこれを用いることができることとしますので、念のため申し添えます。

出生届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理	令和 年 月 日					
第	号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1) 生	(よみかた)	氏 名		父母との 続き柄	<input type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 嫡出でない子	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	子の氏名 <small>(外国人のときはローマ字を付記してください)</small>					
(2) ま	生まれたとき	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		時 分	
(3) 来	生まれたところ	番地 番 号				
(4) た	住 所 <small>(住民登録をするところ)</small>	世帯主との続き柄				
(5) 子	父母の氏名 生年月日 <small>(子が生まれたときの年齢)</small>	父	母			
		年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)			
(6) 生	本 籍 <small>(外国人のときは国籍だけを書いてください)</small>	番地 番				
(7) ま	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)				
(8) れ	た	子の生まれたときの世帯のおもな仕事と				
(9) 子	父 母 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)				
	父の職業	母の職業				
そ	その他					
届	<input type="checkbox"/> 1. 父 <input type="checkbox"/> 2. 法定代理人 () <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 医師 <input type="checkbox"/> 5. 助産師 <input type="checkbox"/> 6. その他の立会者 <input type="checkbox"/> 7. 公設所の長					
出	住 所					
人	本 籍					
	番地 番		筆頭者の氏名			
	署 名 (※押印は任意)					
	印		年 月 日生			
事件簿番号						

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書

記入の注意

子の氏名		男女 の別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分 午後	
出生した ところ及び その種別	出生したところ の種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他	
	出生した ところ <small>(出生したところ の種別1~3)</small> 施設の名称	番地 番 号	
(11) 体重及び身長	体重	グラム	身長 センチメートル
	単胎・多胎の別		
(12)	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)		
(13) 母の氏名		妊娠 週数	満 週 日
(14) この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む)		人 胎
	死産児 (妊娠満22週以後)		
(15) 1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日		
	(住所)	番地 番 号	
	(氏名)		

夜の12時は「午前0時」、
← 昼の12時は「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長
は、立会者が医
師又は助産師以
← 外の者で、わか
らなければ書か
なくてもかま
いませぬ。

この母の出産
した子の数は、
← 当該母又は家人
などから聞いて
書いてください。

この出生証明
書の作成者の順
序は、この出生
の立会者が例え
ば医師・助産師
← ともに立ち会っ
た場合には医師
が書くように
1、2、3の順
序に従って書い
てください。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書
(出生届の届出地区町村長 宛)

申請にあたり、以下について記入してください。
☑氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
☑住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を 受けることができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

(注)
①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書……インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。
※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

※ 出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。

出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつけられず、不利益を被るおそれがあります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

無戸籍 法務省